

1 地上波テレビ放送サービス及びバスルー放送サービス加入契約約款

	旧	新
(約款の改定) 第31条 第1項	当社は、本約款を改定することがあります。なお、約款が改定されたときは、以後の契約条件は新しい約款によるものとします。	当社は、法令の変更、経済環境の変動その他の必要が生じた場合には、民法第548条の4の規定に基づき本約款を改定することがあります。改定を行う場合には、改定を行う旨、改定後の約款の内容及び改定の効力発生時期を効力発生時期までに当社ホームページ上での掲載等、当社が定める方法により周知します。また、約款が改定されたときは、以後の契約条件は改定後の約款によるものとします。
附則	附則 (2019年10月1日) (実施期日) 1. この約款は、 <u>2019年10月1日</u> から実施します。	附則 (2020年4月1日) (実施期日) 1. この約款は、 <u>2020年4月1日</u> から実施します。

2 多チャンネル放送サービス契約約款

	旧	新
(約款の改定) 第34条 第1項	当社は、本約款を改定することがあります。なお、約款が改定されたときは、以後の契約条件は新しい約款によるものとします。	当社は、法令の変更、経済環境の変動その他の必要が生じた場合には、民法第548条の4の規定に基づき本約款を改定することがあります。改定を行う場合には、改定を行う旨、改定後の約款の内容及び改定の効力発生時期を効力発生時期までに当社ホームページ上での掲載等、当社が定める方法により周知します。また、約款が改定されたときは、以後の契約条件は改定後の約款によるものとします。
附則	附則 (2019年10月1日) (実施期日) 1. この約款は、 <u>2019年10月1日</u> から実施します。	附則 (2020年4月1日) (実施期日) 1. この約款は、 <u>2020年4月1日</u> から実施します。

3 スターキャストインターネットサービス契約約款

	旧	新																																	
(約款の改定) 第2条 第1項	当社は、事前の通知を行うことなく本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の約款によります。	当社は、法令の変更、経済環境の変動その他の必要が生じた場合には、民法第548条の4の規定に基づき本約款を改定することがあります。改定を行う場合には、改定を行う旨、改定後の約款の内容及び改定の効力発生時期を効力発生時期までに当社ホームページ上での掲載等、当社が定める方法により周知します。また、約款が改定されたときは、以後の料金その他の提供条件は改定後の約款によるものとします。																																	
(当社が行う加入契約の解除) 第20条 第3項 第10号	10. 前各項により、契約解除となった場合、 加入契約料 、引込端子から保安器または端末接続装置までの設置に要する別に定める費用(以下「引込工事負担金」という)、保安器または端末接続装置の、出力端子からテレビ受像機等までの設置に要する別に定める費用(以下「宅内工事費」という)、自営柱の建柱や地下埋設等の特殊な工事が必要とする場合の費用(以下「その他工事費」という。また、「引込工事負担金」「宅内工事費」「その他工事費」を合せて、以下「工事費」という)は返戻しません。ただし、当社がやむを得ないと認めた場合はその限りではありません。	10. 前各項により、契約解除となった場合、引込端子から保安器または端末接続装置までの設置に要する別に定める費用(以下「引込工事負担金」という)、保安器または端末接続装置の、出力端子からテレビ受像機等までの設置に要する別に定める費用(以下「宅内工事費」という)、自営柱の建柱や地下埋設等の特殊な工事が必要とする場合の費用(以下「その他工事費」という。また、「引込工事負担金」「宅内工事費」「その他工事費」を合せて、以下「工事費」という)は返戻しません。ただし、当社がやむを得ないと認めた場合はその限りではありません。																																	
(加入者が行う加入契約の解除) 第21条 第8項	8. 前各項により、契約解除となった場合、 加入契約料 、工事費は返戻しません。ただし、当社がやむを得ないと認めた場合はその限りではありません。	8. 前各項により、契約解除となった場合、工事費は返戻しません。ただし、当社がやむを得ないと認めた場合はその限りではありません。																																	
(利用停止) 第29条 第6号	(追加)	(6) 加入契約回線に接続されている端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない端末設備を加入契約回線から取り外さなかった場合。																																	
(設置場所の無償利用及び便宜の提供) 第35条 第4項	(追加)	4. 当社は、加入契約回線に接続されている端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合においては、加入者にその端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうか検査を受けることを求めることがあります。この場合、加入者は正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、この検査を受けることを承諾いただきます。																																	
(料金等の請求及び支払) 第45条 第1項	当社は、次の区分にしたがい、本サービスに関する料金等を加入者に請求します。但し支払方法によっては、請求時期が異なる事があります。	当社は、次の区分にしたがい、本サービスに関する料金等を加入者に請求します。但し支払方法によっては、請求時期が異なる事があります。																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>請求時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入契約料</td> <td>本サービスを利用開始した月の翌月</td> </tr> <tr> <td>スターキャストインターネットサービス利用料金</td> <td>本サービスを利用した月の翌月</td> </tr> <tr> <td>オプションサービス設定料</td> <td>オプションサービスを設定した月の翌月</td> </tr> <tr> <td>オプションサービス利用料</td> <td>オプションサービスを利用した月の翌月</td> </tr> <tr> <td>その他の料金</td> <td>事象が発生した月の翌月</td> </tr> </tbody> </table>	区分	請求時期	加入契約料	本サービスを利用開始した月の翌月	スターキャストインターネットサービス利用料金	本サービスを利用した月の翌月	オプションサービス設定料	オプションサービスを設定した月の翌月	オプションサービス利用料	オプションサービスを利用した月の翌月	その他の料金	事象が発生した月の翌月	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>請求時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スターキャストインターネットサービス利用料金</td> <td>本サービスを利用した月の翌月</td> </tr> <tr> <td>オプションサービス利用料</td> <td>オプションサービスを利用した月の翌月</td> </tr> <tr> <td>その他の料金</td> <td>事象が発生した月の翌月</td> </tr> </tbody> </table>	区分	請求時期	スターキャストインターネットサービス利用料金	本サービスを利用した月の翌月	オプションサービス利用料	オプションサービスを利用した月の翌月	その他の料金	事象が発生した月の翌月													
区分	請求時期																																		
加入契約料	本サービスを利用開始した月の翌月																																		
スターキャストインターネットサービス利用料金	本サービスを利用した月の翌月																																		
オプションサービス設定料	オプションサービスを設定した月の翌月																																		
オプションサービス利用料	オプションサービスを利用した月の翌月																																		
その他の料金	事象が発生した月の翌月																																		
区分	請求時期																																		
スターキャストインターネットサービス利用料金	本サービスを利用した月の翌月																																		
オプションサービス利用料	オプションサービスを利用した月の翌月																																		
その他の料金	事象が発生した月の翌月																																		
(注意喚起) 第63条	(追加)	(注意喚起) 第63条 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構が行う、特定アクセス行為に係る電気通信の送信元の電気通信設備に関して、同機構が行う、送信型対電気通信設備サイバー攻撃(情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電気計算機に対する攻撃のうち、送信元の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信により行われるサイバー攻撃をいう。以下同じ。)のおそれへの対処を求める通知に基づき、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信元の電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する加入者を確認し、注意喚起を行うことがあります。																																	
附則	附則 (2019年10月1日) (実施期日) 1. この約款は、 <u>2019年10月1日</u> から実施します。	附則 (2020年4月1日) (実施期日) 1. この約款は、 <u>2020年4月1日</u> から実施します。																																	
別表(料金表) 1. 料金及びサービス内容(月額)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>加入契約料</td> <td></td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>サービス利用料金</td> <td>スターキャストインターネットサービス利用料金</td> <td>(表2)</td> </tr> <tr> <td>利用一時休止期間中の利用料金</td> <td>各コース毎・月額</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>貸与機器紛失・破損時の損害金(端末接続装置1台ごと)</td> <td>端末接続装置(ONU・モデム)</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">手続きに関する料金</td> <td>解約手数料</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>特別休止手数料</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>サービス変更手数料</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>	加入契約料		50,000円	サービス利用料金	スターキャストインターネットサービス利用料金	(表2)	利用一時休止期間中の利用料金	各コース毎・月額	1,300円	貸与機器紛失・破損時の損害金(端末接続装置1台ごと)	端末接続装置(ONU・モデム)	20,000円	手続きに関する料金	解約手数料	3,000円	特別休止手数料	3,000円	サービス変更手数料	500円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>サービス利用料金</td> <td>スターキャストインターネットサービス利用料金</td> <td>(表2)</td> </tr> <tr> <td>利用一時休止期間中の利用料金</td> <td>各コース毎・月額</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>貸与機器紛失・破損時の損害金(端末接続装置1台ごと)</td> <td>端末接続装置(ONU・モデム)</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">手続きに関する料金</td> <td>解約手数料</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>特別休止手数料</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	サービス利用料金	スターキャストインターネットサービス利用料金	(表2)	利用一時休止期間中の利用料金	各コース毎・月額	1,300円	貸与機器紛失・破損時の損害金(端末接続装置1台ごと)	端末接続装置(ONU・モデム)	20,000円	手続きに関する料金	解約手数料	3,000円	特別休止手数料	3,000円
加入契約料		50,000円																																	
サービス利用料金	スターキャストインターネットサービス利用料金	(表2)																																	
利用一時休止期間中の利用料金	各コース毎・月額	1,300円																																	
貸与機器紛失・破損時の損害金(端末接続装置1台ごと)	端末接続装置(ONU・モデム)	20,000円																																	
手続きに関する料金	解約手数料	3,000円																																	
	特別休止手数料	3,000円																																	
	サービス変更手数料	500円																																	
サービス利用料金	スターキャストインターネットサービス利用料金	(表2)																																	
利用一時休止期間中の利用料金	各コース毎・月額	1,300円																																	
貸与機器紛失・破損時の損害金(端末接続装置1台ごと)	端末接続装置(ONU・モデム)	20,000円																																	
手続きに関する料金	解約手数料	3,000円																																	
	特別休止手数料	3,000円																																	